

## 災害見舞金の支給について

### 1 目 的

令和元年東日本台風災害の被災者に災害見舞金を支給することにより、被災見舞の意を表すとともに被災者の負担を軽減し、復興に向けた一助とするものです。

### 2 支給対象者

令和元年東日本台風（令和元年10月11日から26日までの間の暴風雨及び豪雨をいう。）の災害により死亡し、又は住家が被災した町民に支給します。

町民：被災当時、本町の区域内に住所を有している方

住家：被災当時、現に生活の本拠として居住のため使用している町内にある家屋

被災した町民が属する世帯の世帯主に支給することとし、同一の住家に2以上の世帯が居住している場合も、それぞれの世帯主に支給します。

### 3 支給額等

災害見舞金の支給額は、次のとおりです。

町民が死亡した場合 20万円（1人につき）

住家が全壊又は流失した場合 10万円

住家が大規模半壊又は半壊した場合 5万円

住家が準半壊又は一部損壊した場合 3万円

住家の被害判定は、町が発行した「り災証明書」によります。

### 4 支給手続

町から被災者に支給を受けるための書類を郵送し、必要事項を記入して関係書類を添えて町に返送していただき、指定された口座に振り込みます。

### 5 支給件数

約1,100件の見込みです。

### 6 支給スケジュール

準備作業の後7月中旬に書類を発送し、町に返送されたものから順次振込処理を実施し、9月末までに対象者全員への振込を完了するよう努めます。

### 7 その他

災害見舞金の支給に関する事務は、被災者支援室が行います。